

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 (令和4年度第2回)

日 時：令和4年10月24日（月曜日）

午前9時30分から午前10時40分まで

場 所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室
(Web会議)

1. 開会

2. 議事

令和4年度公共事業再評価の審議について

3. その他

4. 閉会

○司会 ただいまから令和4年度第2回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。

なお、本日は新型コロナウイルス感染症予防の観点からWeb会議方式にて開催させていただきました。

続きまして、本日お集まりの委員の皆様及び県の職員を紹介させていただきます。

お配りしている次第の次のページに出席者名簿がございますので、出席者名簿の順にご紹介をさせていただきます。

初めに、部会長をお願いしております郷古雅春委員でございます。

副部会長をお願いしております庄子真岐委員でございます。

続きまして、越村俊一委員でございます。

西出順郎委員でございます。

福本潤也委員でございます。

吉田朗委員でございます。

なお、植松純委員は所用のため欠席でございます。

続きまして、県職員の紹介をさせていただきます。

総合政策課企画・評価専門監の伊藤隆でございます。

土木部河川課総合治水対策専門監の鈴木善友でございます。

河川課企画調査班長の東海林宏幸でございます。

最後に、私、本日の司会を務めさせていただきます企画部総合政策課行政評価班長の高橋賢一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、農村整備課と道路課につきましては、後ろに控えさせていただいておりますので、河川事業以外のご質問、ご意見等がありましたら、その都度ご回答させていただきます。

続きまして、定足数の報告をさせていただきます。

本日は、郷古部会長はじめ全7名中6名の委員にご出席いただいております。行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますことから、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、会議の公開についてですが、行政評価委員会運営規程第5条の規定により、当会議は公開といたします。また、正確な議事録の作成のため、本会議につきましては録画させていただきますので、ご了承ください。

なお、本日、傍聴者がおりますので、一言申し上げます。

傍聴に関しましては、本会議に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。進行につきましては、行政評価委員会条例第4条第1

項及び第6条第6項の規定により、郷古部会長にお願いいたします。

○郷古部会長 それでは、皆さん、改めましておはようございます。

朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。

本日、令和4年度第2回公共事業評価部会になりますが、第1回が9月6日に開催いたしました、約1か月半経過しました。第1回部会では、皆様から様々なご意見をいただきまして本当にありがとうございました。議事の進み方次第ですが、今年度は第3回部会までを予定しています。本日もぜひとも今後の県の公共事業再評価の一つの指針となるような建設的なご意見を様々いただきたいと思います。何とぞよろしくをお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、これより議事に入らせていただきます。

議事に先立ちまして、議事録署名委員を指名します。今回は名簿の順で、庄子委員、越村委員のお二人をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

それでは議事に入ります。

まず、土木部道路課と農政部農村整備課の事業につきましては、前回の部会で事業継続妥当の方向性が示されておりますので、今日意見の取りまとめを行うのは河川課のみとさせていただきます。

初めに、総合政策課より、資料1、資料2の概要につきまして説明をお願いします。

○伊藤企画・評価専門監 それでは、まず資料1をご覧ください。

前回の第1回部会における審議内容の整理表です。

第1回部会において、委員の皆様から様々なご意見を頂戴しました。農業農村整備事業、道路事業については、事業継続妥当の判断をいただきましたので、事業継続かどうかの方向性が決まっていない河川事業のみ整理させていただきました。基本的には河川課からご説明させていただきますが、西出委員からのご意見の一つに、B/Cについて県民にとって分かりやすい資料があるとよいという旨のご意見をいただきましたので、資料2として各事業の便益の考え方についてまとめさせていただきました。

資料2をご覧ください。

対象となる事業の便益の考え方を整理したものです。

左から事業名、効果項目、効果概要、効果算出方法、効果を算出するために使用したマニュアルを記載し、各事業の便益について整理しました。農業農村整備事業では、地区ごとに4から5つの項目で便益を計上し、道路事業では3つの項目で便益を計上しています。効果算出マニュアルの右側の欄に記載している数値が再評価調査に記載の効果項目ごとの便益の値となっています。

なお、便益の欄の下側に記載している便益の合計値は、現在価値化した値となっているため、単純にこの表の便益を足した値とはなっていません。

河川事業の詳細については、後ほどご説明させていただきます。

私からは以上になります。

○郷古部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から何か確認しておきたいことはございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、もしも何かありましたら、後でも結構なので、よろしく申し上げます。

それでは引き続き、土木部河川課から費用対効果について説明を受け、その後、質疑応答を20分程度行いたいと思います。

なお、事業の質疑応答の後に、本日の審議におきまして委員の皆様のご理解が得られた場合には、継続妥当など部会としての大まかな意見をまとめる時間を設けたいと思います。

それでは、河川課から説明をお願いいたします。

○河川課 それでは、河川事業の便益の考え方について簡単に説明させていただきます。

河川事業については、河川改修によって低減される被害防止便益を評価することとしています。そのうち、直接被害、間接被害に区分され、直接被害については、一般資産被害、農作物被害、公共土木施設等被害に区分されます。

一般資産については、家屋、家庭用品、事業所等の被害、算定方法については、各資産額掛ける浸水深に応じた被害率になります。

農作物の算定方法についても同様で、農作物資産額掛ける浸水深に応じた被害率になります。

3番目の公共土木施設等被害については、公共土木、公益事業施設、農地・農業用施設の浸水被害を算定することになります。

公共土木施設と公益事業施設の算定方法については、さきに算出した一般資産被害額に一律74.2%を乗じて算定します。

農地・農業用施設については、水田・畑面積に、平米当たり1,539円を乗じて算定します。

一番下の間接被害については、営業停止被害、事業所、公共・公益サービスの停止・停滞被害といったもの、応急対策費用として、家庭、事業所の応急対策費用、片づけや清掃といった費用になります。

いずれも、治水経済調査マニュアルに準拠した算定方法です。

簡単ですが、こちらの資料については以上です。

続いて、資料1の審議内容整理表に戻ります。第1回のご意見として、西出委員から便益に関するご意見がございました。費用対効果の便益の内訳を詳しく書くべきではないか。そして便益の低下要因について県民が納得できるのかというご意見でした。

県の回答としては、より分かりやすく調書の修正、そして便益の減少要因を説明できる比較表を作成しています。こちらについて詳しく説明させていただきます。

資料3でございます。

こちらの表は、再評価調書の6ページに掲載している表です。まず、河川事業の便益の算定方法について補足させていただきます。

①から⑤の5つのステップで説明させていただきます。

①としまして、まず確率年を設定します。表の下の赤い字になりますが、こちら治水経済マニュアルの抜粋になります。洪水は自然現象であるため、既往最大の洪水に対する経済的な分析を行うだけでは不十分であり、ほかの河川との比較や目標整備水準に対する妥当性に対する経済的な評価を行うためには、対象とする洪水の規模をその生起確率から……。

○越村委員 10月21日に送っていただいたメールには、資料の事前送付が間に合わなかったと記載していましたが、送っていただいていますか。

○河川課 すみません、事前送付は間に合わず行っておりません。

○越村委員 そうですか。では、今初めて見るわけですね。

○河川課 はい。申し訳ございません。

○越村委員 はい。

○河川課 続けさせていただきます。

①で確率年を設定し、その確率年ごとに②として青枠部分、各資産の被害額を算定していきます、その合計を取ります。

③として、区間ごとの被害額の平均を取ります。茶色い枠になりますが、1/100と1/80の被害額の合計値681,857と593,320、この数字の平均値が637,589という算定になります。

④として区間確率を算定します。一番左側の部分、1/100、1/80の0.013と0.010、こちらの引き算で0.003という数字になります。この③と④を乗じて、⑤で年平均被害額を算定します。こちらを全て累計したものが表の一番右下14,419、治水事業が全て完成したときの便益になります。

次に調書の6ページです。

一部修正を加えてより分かりやすく表現したいと考えています。修正箇所を朱書きしていますが、被害額について、公共土木施設等、農地・農業用施設を区分して記載しています。あわせて括弧書きで、被害額の算定方法も追記しています。

そして、赤枠の表の部分ですが、より分かりやすいように計算式を記載する等、一部修正を加えています。

次、3ページ、便益の低下要因に対して、こちらの表を作成しています。

各試算につきまして、前回評価時、平成20年の前回評価と今回評価の被害額を比較しています。一般資産については、前回415,118に対しまして今回は340,175と、約8割の被害額となっています。変動要因としては、前回評価と比較して一般資産額が今回増加していますが、浸水深をより精度の高いデータを使用して算定したことにより減少しています。

農作物被害については、前回335に対しまして今回696と、約2倍となっています。こちらについても、一般資産と同様ですが、低下傾向を上回る農作物の資産の増加により、結果として2倍に増加しています。

公共土木等施設については、前回評価時は、公共土木、公益事業施設、農地・農業用施設、これら3つを一気に算定していました。算定方法は一般資産被害額掛ける169.4%で、被害額が703,210でしたが、令和2年度のマニュアルの改定により、農地・農業用施設の被害額を別出しして算定することになっています。

その結果、公共土木、公益事業施設については、一般資産被害額掛ける74.2%で、今回252,410となっています。農地・農業用施設の浸水被害については、今回27,350となっています。

表の一番下に公共土木の合計値を記載していますが、前回703,210に対して今回279,760となっており、およそ6割減っています。こちらについては、重複しますが、令和2年4月の治水経済マニュアルの改定により、農地・農業用施設の被害の算定方法が変更になったためです。

西出委員からのご意見でございました便益の減少要因ですが、こちらのマニュアル改定が主要因と考えています。

○越村委員 すみません、質問してもよろしいでしょうか。それとも、後で質問したほうがよろしいでしょうか。

○郷古部会長 もし、ここまでで何か確認したいことがございましたら、お願いします。

○越村委員 先ほどの表をお願いします。

こちらについて、幾つか確認させていただきます。一般資産被害と農作物被害ですが、浸水深の推定精度が高くなったことによって一般資産被害は減少し、農作物被害は逆に増加しているとご報告いただいておりますが、一般資産被害はどのような分け方をしているのでしょうか。土地の区分によって一般資産を計算するエリアと農地以外でエリアを分けていると思いますが、それぞれのエリアでどれぐらい前回の推定と変わっているかについて、資料を見せていただきたいと思いますが、可能でしょうか。

○河川課 すみません。今日は用意しておらず、画面に出すことができません。

○越村委員 要するに、住宅地等では精度の高いデータを使用したと仰っていましたが、被害

が下がったということは恐らく全体的に浸水深が下がっていると思われます。一方で、農作物被害が増加したということは、資産が増えているということもあるし、もしかすると浸水深が増えている可能性もあると思われます。だから、結果に対する根拠をしっかりと確認したほうがよろしいと思い、それに対するコメントです。

もう一つは、公共土木施設等被害についてですが、平成20年は全部まとめて計算していましたが、今回は分けて計算されています。こちらは、この2つ目と3つ目の表を足した値が前回の平成20年の公共土木施設等の浸水被害と直接的に比較できる数字でよろしいですね。

○河川課 おっしゃるとおりです。

○越村委員 こちらはかなり減少していますが、単に浸水深の精度の高いデータを使用したからという理由だけでは納得できないと思います。以上です。

○郷古部会長 ありがとうございます。先ほど詳しい資料は持ち合わせていない、今日は準備していないということでしたが、越村委員のご意見、ご質問に対して河川課は何かございますでしょうか。

○東海林企画調査班長 前回の平成20年の再評価時よりも精度の高い浸水解析をしたので、メッシュごとの浸水深を細かく算出でき、結果的に浸水深が低くなる傾向になりました。越村委員が仰っていただいたとおり、一般資産、農作物の資産に関しての浸水深等について、もう少し細分化できるように工夫して表現したいと思います。

○越村委員 今回の部会で、先ほどお示しいただいた数字に対して事業継続妥当である判断を下す必要があるのでしょうか。妥当である判断を下すことが難しい資料だと思いますが、いかがでしょうか。

○郷古部会長 こちらについては、提出していただいた資料に記載している数字も含めて、事業の継続妥当につながると思うので、内容についてご理解いただけるような資料じゃないと、今回の部会で事業継続妥当の判断を下すことは難しいと思います。

○越村委員 本日決議するのでしょうか。

○郷古部会長 資料が不足しているため、判断できないというときは次回に延ばしたいと思います。

○越村委員 はい、分かりました。

○郷古部会長 はい、庄子委員どうぞ。

○庄子委員 前回の評価と今回の評価で算定の方法が変わったということだと思うので、前回の評価方法でも評価し、参考程度に数字を求めることは難しいのでしょうか。算定の方法が細かくなって、精度が上がったことにより数字が変わってきていると思いますが、どうしても前回との比較をすることがすごく難しいので、今回の精度を前回の評価に当てはめて、参考として数字を出していただくということがいいのか、できないのか、教えていただければと思います。

○郷古部会長 それでは、河川課よろしくお願いします。

○東海林企画調査班長 庄子委員からご提案ありましたが、算出するためには浸水シミュレーションをかけなければいけません。今回、最新のデータに基づいて詳細な浸水シミュレーションをかけているため、前回の手法で浸水シミュレーションを行っていません。浸水シミュレーション、浸水深、浸水エリアについては、前回と同じ手法での算出は難しいです。ただ、先ほど越村委員から仰っていただいたとおり、一般資産、農作物の被害、浸水深等について、もう少し詳しく表現することは可能かと思うので、そちらについては実施していく方向で考えたいと思います。

○郷古部会長 庄子委員、いかがでしょうか。

- 庄子委員 難しいということですね。できないということで、分かりました。
- 西出委員 すみません、西出ですが、一言よろしいですか、部会長。
- 郷古部会長 はい、どうぞ。
- 西出委員 行政評価委員会条例を確認すると、この部会は行政評価委員会に部会を置き、調査審議を行うという位置づけで設置されているので、先ほどの部会長の発言も含めて、部会としてできるならばやってもらうことをお願いする。越村委員の発言に対しても、しっかりと説明をするようにこちらからお願いしないと調査審議できないと思います。部会としては、これらについて明確にメッセージを県側に出す必要があると思いますが、いかがでしょうか。
- 郷古部会長 ご意見ありがとうございます。先ほどの越村委員、そして部会長として私の意見にもあったとおり、提示していただいた資料等についてご説明いただいて、委員の皆様がある程度ご理解いただいて納得できないと、先に進むことが難しいと感じています。もしかしたら、先ほどのご意見のように、なかなか算定が難しいところもあるかと思いますが、できる限り資料をご準備いただいて、次回にでもご説明いただきたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。
- 西出委員 できる限りで構いません。できないと、しないとは、かなり言葉で曖昧性があり、できることはやっていただくことが重要なのです。部会を設置してあえて審議を部会に委ねていると思うので、そういう意味ではここでしっかりと議論するのが責務だと思います。資料がないからできないということではなくて、できる資料があるならば作っていただき、それを基に議論することが、条例として設置されているこの部会としての責務だと思います。したがって、できる、できない、する、しないというところを明確に我々も理解して話を進める必要があると思います。以上です。
- 郷古部会長 ありがとうございます。ここまでのところで、今日ご準備いただけなかった資料、また内容が不足する資料等につきましては、次回までをお願いしたいと思います。ほかの委員の皆様方から今までのところでいかがでしょうか。
- 福本委員 資料の作成についてですが、例えば先ほど庄子委員が仰った過去との比較について、公共土木施設に浸水シミュレーションを行うのは、現実的にかなり難しいと思います。もちろん費用をかければできますが、非常に非効率だと思います。ただ一方で、74.2%という数字を、74.2じゃなくて169.4という数字を掛けたらどうなるかということに関しては単純にできる話だと思うので、例えば今回の浸水シミュレーションで、ただ前回のパラメータみたいなものをつけて掛けた場合に、一体どれくらいの金額になるのかということ、パラメータの変化によるものなのか、浸水深の変化によるものなのかというのは、一応ある程度分かるようにしたほうがよろしいと思います。
- また、委員からのこういう資料を用意していただきたいという意見に全部対応していると、非常に負担も重くなる可能性があるので、その辺は部会長と調整されたほうがよろしいと思います。何でもかんでも全部資料出せという話になると、マニュアルの精度を考えても、無駄が多い気がします。
- 郷古部会長 ありがとうございます。先ほどの庄子委員の意見は、前回のマニュアルで今回の浸水シミュレーションの精度を上げて計算したときに、例えばどのようなB/Cになるかという話ですよね。庄子委員、よろしいですね。
- 庄子委員 そうですね。
- 郷古部会長 また、福本委員が仰ったように、今回のデータをそのまま使って、あとは計算の仕方の違いだけなのかなと思います。その辺について河川課はいかがでしょうか。

○東海林企画調査班長 福本委員が仰ったとおり、浸水解析は確かに時間もお金もかかるので、非効率になりますが、今回の浸水のシミュレーションで、前回評価時の平成20年のときのマニュアルを使った場合の便益は算出可能なので、そちらは提示できると思います。

○郷古部会長 ありがとうございます。越村委員、どうぞ。

○越村委員 恐らく平成20年の浸水深予測のデータそのものは残っていないと思いますが、報告書資料に載っているような図面等はあると思うので、結果の比較は行っていただいたほうがよろしいと思います。つまり、浸水シミュレーションの精度が上がり、それによって浸水範囲が広がった一方で、浸水深は下がっていると思うので、その結果がどのように変わっていて、それぞれ宅地と農地でどのように違っているかが分かれば、よろしいと思います。

○郷古部会長 ありがとうございます。図面上の浸水深と浸水範囲の違いが分かるような資料のご準備はいかがでしょうか。

○東海林企画調査班長 越村委員が仰ったとおり、平成20年の結果及び令和4年度の結果を持ち合わせているので、そういった比較はできるかと思います。以上です。

○越村委員 よろしくをお願いします。

○郷古部会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。なければ、また河川課からの説明を続けさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。次回までに資料等のご準備をお願いしたいと思います。

引き続き、説明の継続をお願いします。

○河川課 審議内容整理表に戻りまして、西出委員の2つ目、そして吉田委員からの事業評価の単位の取り方に関するご意見をいただきました。

西出委員からは上流区間の延長区間のみ限定して便益を算出しないと、延長区間をどう考えるのかという視点がずれてしまうので、まずは上流区間、延長区間のみで議論すべきではないか。

一方、吉田委員からも同様に下流の概成区間と上流のこれから整備する区間と分けて議論すべきといったご意見をいただきました。

県の回答としては、河川改修は上下流バランスを考慮した計画とする必要があるので、上下流一連区間で評価するのが妥当と考えています。一方、治水経済調査マニュアル、国の基準では、評価単位については、「一連の整備効果を発現する区間を基本とする」とされています。詳しく説明させていただきます。

まず、事業計画から説明させていただきます。

このフロー図は、宮城県の公共事業評価の手引から抜粋したものに一部加筆しています。河川整備事業の流れとして、河川法16条、河川整備基本方針の策定が記載されています。学識懇談会の意見を踏まえて、七北田川については平成28年に策定しています。

次に、法の16条2項に記載されている河川整備計画です。

こちらについては、同様に学識懇談会、公聴会の開催、市町村の意見を踏まえて平成30年に策定されています。そして、直近ですと令和2年10月に変更されています。その後には事業化され、宮城県の条例に基づき、要件に該当する事業については再評価を行っています。

直近の七北田川の河川整備計画ですが、最終的には左上のとおり東北地方整備局の同意を得て策定しています。

右側の地図は河川整備計画の本文より抜粋したのですが、下流から上流まで一連区間で計画として位置づけています。

左下に、流量配分図を記載していますが、治水効果を発揮するために上下流バランスを考慮した一連区間での計画としています。次のページになります。

今回の再評価においては、上流区間延伸について議論が行われていますが、この改正前の河川法のと時から工事実施基本計画においても、上流区間を含む一連区間で計画を策定しています。こちらは昭和56年3月のものです。次のページになります。

一方、治水経済調査マニュアル、国交省の再評価実施要領細目に事業評価の単位の取り方について記載があり、評価の単位としては、「一連の整備効果を発現する区間を基本とする」とされています。

ここまでが西出委員、吉田委員からのご意見に対する回答です。

続いて、次のページになります。

条例の評価基準にもある社会経済情勢について少し補足させていただきます。

下流から上流まで一連区間の航空写真です。真ん中に上流と下流の境目、赤生津大橋が白い字で書いています。概要として、流路約45km、流域面積215.3km²の宮城県最大の二級河川となっています。東北地方でも、都市河川としては最大規模を誇ります。泉ヶ岳に端を發して、仙台市内を流下して海へ注ぐ河川になっています。

航空写真を見ても、下流部については、かなり都市化が進展しています。一方、赤生津大橋より上流部では、下流と比較すると農地が多く、沿川には集落が偏在しています。

また、上流部、河岸段丘状の宅地開発がかなりなされており、こちらの流域から支川を介して七北田川本川にかなり入ってきます。次のページになります。

事業の必要性として、七北田川は過去に幾度も洪水被害を受けています。近年では、平成27年、令和元年に上流区間で溢水による床上浸水被害が発生しています。

一方、河川改修計画では、全体計画はもともと上流・下流一連区間で計画しています。昭和24年から下流より事業着手して、下流については令和2年に概成に至っています。

平成27年関東・東北豪雨を契機に、下流区間の整備状況を踏まえ、概ね下流の概成となったため、河川整備計画で上流区間の整備を位置づけました。次のページになります。

こちらが七北田川流域の主な洪水被害をまとめた表です。昭和19年に始まり、22年のカスリン台風、23年のアイオン台風、そして昭和50年代、60年代と被害を受け、平成6年、14年、近年では平成23年、27年、令和元年に洪水被害を受けています。

平成27年の洪水を少し細かく見ていきます。赤生津大橋から冠橋まで上流区間の位置図です。浸水区域としては154ha、床上浸水は34棟、床下浸水が38棟の被害が発生し、近年ではこの洪水が最大となっています。図の赤丸部分の県道大衡仙台線、泉スマートICが通行止めになりました。次のページになります。

被害状況写真です。主に河川の溢水氾濫により、道路、農地、家屋の被害が発生しています。

令和元年10月の洪水被害では、浸水区域は80ha、床上浸水が24棟、床下浸水が14棟の被害が発生しています。

同様に、河川の溢水氾濫により、護岸、農地、道路の被害が発生しています。短期間で度々洪水被害を受けている状況です。

最後に、福本委員から上流を整備する・整備しないで、上流と下流のリスクと被害軽減額がどのように変化するのかというご意見をいただきました。

県の回答としては、河川改修の計画は上流区間の整備も見込んだ一連区間を対象とした計画とし、原則下流から順番に計画的に進めているので、計画規模であれば、上流を整備することによる下流のリスクや被害軽減期待額は変わりません。河川課からの説明は以上です。

○郷古部会長 ありがとうございます。

最初に私から今のご説明について確認させていただきますが、七北田川の改修計画はもと

もと上下流、今回の上流部分も含めて一体的なものであったが、国交省の補助事業としては最初に下流だけが採択されていた。そして、河川整備計画の策定もあり、もともとの七北田川全体の整備計画に従って上流側の事業化が行われたという理解でよろしいのでしょうか。

○東海林企画調査班長 そのとおりです。

○郷古部会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からご質問、ご確認等、よろしくお願いいたします。

○西出委員 私の質問からこのご説明を頂戴したと思うので、お話しさせていただきます。

私の立場としては、便益をどのように算出するかというのは正直全然分かりません。私がこの部会にいる意味合いとしては、行政学者であり、政策評価制度を一つの研究のテーマとしているので、どのようにコミットメントするかという視点で議論することになります。

HPに掲載されている行政活動の評価に関する条例の第1条、第3条には県民の視点に立って、県民に説明する責務を果たし、透明性の向上を図る等と記載されています。

また、公共事業再評価の目的に公共事業の効率性及びその実施過程における透明性の向上を図るため等の記載があるので、そういう視点でお話しさせていただきますが、公共事業は、長期間にわたって行われるもので、社会情勢が変化するため、適切な時期に再度見直していくものです。

したがって、行政計画のまま進めていくというロジックは、それはそれで行政側は正しいですが、外部の評価委員からしたら、そういうような考え方で何か誤った判断が起きないかをチェックする位置づけだと思います。

今後、延伸した上流区間に約28年かけて約318億円を投資することに対して、私は事業継続が正しい、正しくないということに対してコメントできる技術的な力量はありませんが、約28年かけて約318億円を投じる意味があるのかをしっかりと県民に説明する資料を用意する必要がありますと申し上げます。その一環として、約318億円を投じた場合の上流側の便益を教えてくださいという話をしたところ、それは治水経済調査マニュアルで一連区間として算出すると定められているとのこと。そのために、現時点で情報をいただいております、違う土俵でお互い議論をしているため、少なくとも今のままでは納得しかねます。

例えば、仮に318億円をかけてB/Cが1を超えないとしても、ほかの委員からもお話がありました、B/C以外でも何らかの効果があるのであれば、しっかりと県民に説明して事業の継続について話を進めていくことが、義務だと思います。B/C以外でも結構なので、様々な視点から議論して意味があることを県民に分かる、説得力のあるものを提示していただき、HP等で積極的に提示していく必要があると思います。そういう情報を踏まえた上で、行政評価委員会で何らかの判断をしていただくことになればよろしいと思います。以上です。

○郷古部会長 ありがとうございます。

ただいまの西出委員からのご意見等につきまして、河川課から何かございますか。

○鈴木総合治水対策専門監 先ほど越村委員から一般資産、農作物の被害の詳細を表す、庄子委員からは前回との比較結果を詳細に示していただきたいというご意見がありましたので、今日お示しできる資料はありませんが、次回までにお示しすることによって、算出したデータの透明性の確保等が説明できることにつながると考えています。

また、B/Cの算出については、下流部概成とご説明させていただいていますが、一部中流部に事業が残っており、上下流一体の河川整備計画として策定しているので、B/Cの算出についても上流から下流まで一連区間で算出したいと考えています。

なお、繰り返しになりますが、算出根拠の詳細のデータについては、前回との詳しい比較を基に説明できるように努めたいと考えています。

- 西出委員 確認ですが、上流区間のB/Cも明示していただけることでよろしいでしょうか。
- 郷古部会長 それでは、河川課よろしく申し上げます。
- 鈴木総合治水対策専門監 あくまで上流から下流まで一連区間での算定を考えています。あまりマニュアルと言いたくありませんが、国から示されているので、その方向でお願いしたいと考えています。
- 西出委員 公共事業再評価制度は、事業期間が長期間にわたっている中で、適切な時期に再度見直す趣旨だと思うので、約28年にわたって投資される約318億円が妥当かという議論をするための制度だと思います。それを一連区間でしか算定しないならば、外部の評価委員会であえてこのような議論をする必要はありません。行政活動の評価に関する条例の第1条、第3条には県民の視点、透明性の確保等について記載しているので、上流区間のB/Cを説明して、その上でほかに様々な便益があることを説明すべきだと、改めて主張したいと思います。
- また、社会経済情勢については、今後毎年幾ばくかの費用を投じて事業を推進していきませんが、今の状況のまま、変わるか変わらないかという議論はしなくてもよろしいのでしょうか。約28年の将来については全く考えないで議論を進めてよろしいのでしょうか。これは、河川課に対する質問です。
- 鈴木総合治水対策専門監 今後の社会経済情勢の変化という視点ですと、地球温暖化の影響で、直轄河川を中心に対象となる降雨を見直して、雨が概ね1.1倍になると流量が1.2倍になるという試算が出ており、実は今年度、阿武隈川で流量改定をして流量が2割増しという変更をやっていることも事実です。七北田川についてはまだ流量改定していませんが、全国的に地球温暖化を踏まえた流量の見直しの動きになっていて、七北田川も今後流量改定をしていくと思われま。また、流量改定をする際の解析の仕方が非常に複雑で、アンサンブル解析を使いますが、国の動向を見ながら県管理河川にも適用していくことを考えています。
- 一方、直轄では取組が進められているので、直轄の支川についてはできるだけ国と連動した動きをしようとしています。二級水系についてはそこまで至っていないので、西出委員からご意見のあった今後の社会経済情勢の変化という観点では、そういうことも今後組み入れながら河川計画の変更と併せて費用対効果の説明も今後変わっていくと考えています。
- 西出委員 資料が手元にないとうまく説明できないので、事前に送っていただきたいです。先ほどの説明で、ますます重要度が高くなると仰っていたので、今後の社会経済情勢を考えると便益が上がる等も含めて議論したほうがよろしいと考えています。今のご説明は非常に感謝していますが、部会としてそういう一つの切り口でも議論することに関してどうお思いかというコメントを頂戴したいのですが、いかがでしょうか。
- 郷古部会長 今の質問は、河川課にででしょうか。
- 西出委員 そうです。社会経済情勢をどう考えているかではなくて、あと約28年にわたってどう変わっていくかに関して、資料の中でますます重要度が高くなる話があったので、それらも踏まえてB/Cを考えていく必要があると思います。もしかしたら、10年後、20年後に上流の状況の変化を予測できるかもしれないので、それらを踏まえて議論をすることが行政活動の評価に関する条例制度の趣旨に則っていると思って、どうお考えなのかという質問をさせていただきますが、部会長、コメントとして引き取っていただければと思います。
- 郷古部会長 分かりました。今の西出委員のコメントも踏まえながら、河川課と総合政策課にも関わる話なので、今後よろしくお願ひしたいと思います。
- ほかの委員の方からございますでしょうか。吉田委員、お願いします。
- 吉田委員 平成27年と令和元年の洪水被害は目の当たりにしているので、七北田川の上流部の河川改修事業の必要性は非常に強く感じています。公共土木等被害の計測の項目で七北田

川の上流部では道路寸断、また、泉スマートICの閉鎖をご報告いただきましたが、それが前後の宮城ICや泉ICに迂回されたときの料金の差を積み上げたり、県道大衡仙台線が10時間ぐらい寸断されることによる経済損失を厳密にやられたら、恐らく便益は大きくなると思います。ただ、それをやっていただきたいということではありませんが、実態としてそういう被害があることを、数字でなくてもいいので、少し強調していただきたいと思います。つまり、それを積み上げたら、その上流部の整備の妥当性も大分見えてくると思われれます。下流から河川整備を行うことは分かりますが、下流の整備によってその上流が改善されるわけではなく、上流の被害は上流で解消されるので、上流の費用対効果を算定するべきだと感じています。しかし、行政の考え方でそうではないのであれば、私も理解するので、そこは問いませんが、上流部の被害は多分このマニュアルで算定される以上の大きな被害があることをもう少し強く出していただきたいと思います。以上です。

○郷古部会長 ありがとうございます。ただいまの道路寸断、泉スマートICの利用不可能な状態の積み上げをできるかできないかは別な問題かもしれませんが、そういったことも含めて情報をいただきながら、実際の便益はもっと上がるのではないかという話もありましたので、河川課からそれについて何かご回答いただけますか。

○鈴木総合治水対策専門監 今の話はごもっともで、資料のP12で補足説明をさせていただきたいと思います。

平成27年9月の被害写真ですが、下部の中央に護岸損傷の写真があると思います。これは平成23年の洪水被害で直した護岸が平成27年に被災していて、B/Cの積み上げに出でこない被害実態があります。

さらに、14ページになります。こちらの護岸損壊は、上下流でちょっとアングルが変わっているんで違う箇所に見えますが、同じ箇所と同様の被害があつて、交通遮断便益のほかにもこういった被害実態をうまく反映できない点が、現在の治水経済マニュアルです。

吉田委員からございました交通遮断便益については、部会の場で公の資料として示すと、治水経済マニュアルとは違うやり方になってしまいますが、算定することは可能だと思うので、口頭になるか個別説明になるかどうかは分かりませんが、次回までに、算定してお示しできるように努めたいと考えています。

○郷古部会長 吉田委員、今のご説明についてはいかがでしょうか。

○吉田委員 ありがとうございます。特に数字は求めていませんが、ただご説明の内容で被害の大きさが伝わってきません。私が体験した被害はもっと大きいはずであると感じました。あの辺に住んでいる多くの方が影響を受けるので、しっかりと効果として述べていただきたいと思います。以上です。

○郷古部会長 ありがとうございます。一つの県民目線のご意見だと思います。

そのほかの委員の方々からいかがでしょうか。ありがとうございます。

河川課、総合政策課からはよろしいですか。

では、今日いろいろご議論、ご審議いただきましてありがとうございます。

今日のご意見、ここである程度質問等も出そろったと思います。今日、様々ご指摘いただいたことに対して追加資料等を作成していただいて、私も部会長として河川課と事前の打合せ等もさせていただきますが、次回の部会で再度説明等を行っていただく方向で進めたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、以上で河川課の本日の審議を終了させていただきます。

予定していた議題は以上でございます。委員の皆様、ほかに何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

- 福本委員 河川整備計画との関係を伺いますが、河川整備計画の委員会は、河川整備計画を作成した後は全く開催されていないのでしょうか。
- 鈴木総合治水対策専門監 河川整備計画は、計画内容の変更を伴う場合に、その都度変更することになっています。直近で令和2年に改定していますが、大きな整備内容の改定がなければ当面そのままになります。
- 福本委員 例えば、宮城県の判断として河川整備計画の改定が必要と判断した場合、もしくは例えば行政評価委員会で河川整備事業の再評価について何か異議があった場合には、河川整備計画の改定につながるのでしょうか。この部会で事業の中止判断はできないと思われませんが、仮に事業の中止の意見が出た場合、河川整備計画の委員会を再度立ち上げて議論することになるのでしょうか。
- 鈴木総合治水対策専門監 河川整備計画は今後20年、30年に行う内容で作成しているもので、今議論しているのは七北田川の1/100の将来計画になります。整備計画は当面目指すべき安全度の内容で作成し、七北田川上流については河道対応で概ね1/30程度の整備内容を定めていて、今議論しているのは1/100の計画を議論しているので、そもそも中身が違います。河川整備計画については大規模な出水、雨の降り方がこれまでと異なってくる等、先ほど申した今後の地球温暖化に対応するため、整備内容を変更する必要性が生じた場合に再度開催することになると思います。流量改定を伴う場合については、基本方針からの変更になるので、整備計画の変更を行うことになると思います。
- 福本委員 確認ですが、河川整備計画自体は1/30で行っているのでしょうか。
- 鈴木総合治水対策専門監 そうですね、暫定の安全度で行っています。
- 福本委員 今回は1/100でやっているのでしょうか。つまり、今回の事業は河川整備計画を上回るような計画規模について、議論しているのでしょうか。
- 鈴木総合治水対策専門監 全体計画レベルですね。将来の1/100計画になるかもしれません。
- 福本委員 それは河川整備基本方針ということでしょうか。河川整備計画の中で1/100で行っていないのでしょうか。
- 鈴木総合治水対策専門監 1/100は、河川整備基本方針のレベルになります。河川整備計画では一気にできないので、当面の暫定安全度で定められています。
- 福本委員 河川整備計画で暫定安全度に基づいた計画を立てて、それに基づいて、今後20年、30年にやるような事業をリストアップするわけですよね。でも、今回議論している事業は1/100で議論しているので、すごく違和感を感じます。
- 鈴木総合治水対策専門監 今回の再評価については、前回の再評価時と同様に1/100の全体計画レベルのものになります。
- 福本委員 でも、本来は河川整備計画の内容に従って当面事業を行っていくのでしょうか。
- 鈴木総合治水対策専門監 七北田川の全体計画では上流に七北田川ダムの他にもう1つ計画中のダムがあり、それができて初めて全体で1/100になります。河道については、ダムを無視して河道だけで1/100対応河道を造ったときのB/Cの説明をしています。河川整備計画については、1/100の河道がすぐにできるわけではないので、暫定で計画を作成しています。
- 福本委員 何かすごくすっきりしないですね。講義等で毎年河川整備計画、河川整備基本方針を説明しているので、仕組み自体は分かっていますが、今の話を伺ってもすっきりしません。本来は河川整備基本方針が一番最終的な目標を定めて、それを行っていくための河川整備計画があって、それ自体はかなり重要な計画です。それに基づいて個々の事業が本来は行われていくべきだと思いますが、河川整備計画の中で、長期的に1/100、暫定1/30、ただ河道についてだけは1/100でやることも別にあってもおかしくはないと思いますが、そこは1

回整理をしていただきたいと思います。

○鈴木総合治水対策専門監 専門的になってしまうので、少し分かりやすい説明資料を次回以降工夫したいと思います。

○福本委員 よろしくをお願いします。

○西出委員 すみません、西出です。一言よろしいでしょうか。

○郷古部会長 どうぞ。

○西出委員 まず、事前に資料はいただきたいです。そして、いただければHP上で掲載されるので共有できます。また、共有していたほうがいいと思いますが、部会が決めることや行政評価委員会が決めることは、その事業が事業継続妥当や中止という話ではなくて、県が自ら行った自己評価が妥当かどうかの判断をすることだと思います。だから、我々は評価調書が妥当かどうかの議論をしているので、私は評価調書の中にもっと情報を記載していただきたいと話しています。したがって、事業中止等の意図で議論をしているではありません。これはあえて申し上げます。あくまでも再評価調書が適切か不適切か、もう少し情報を記載したほうがいいのか、いけないのかという観点で議論しています。

最後になりますが、ダムを造る場合はダムも含めて議論した方がよろしいと思いますが、いかがでしょうか。専門ではないので分かりませんが、治水の話をする場合はダムの話を含めてB/Cを考える必要があるのではないのでしょうか。上流から下流の一連区間で考える場合、ダムも全部含めて考える必要があるのではないのでしょうか。

○鈴木総合治水対策専門監 ダムはまだ構想段階です。ダムの事業費も算定されていないので、とりあえず超長期の計画で、流域の中にそういった治水施設が位置づけられているぐらいなので、今議論できるような材料がないというのが現実です。

○西出委員 つまり、こういう解釈でよろしいのでしょうか。上流まで全部事業したら、ダムは必要ないイメージでよろしいのでしょうか。将来において、約28年かけて約318億円投資して、そのプロセスの中でまたダムを造る話になったら、何のための事業だということになると思います。恐らく、それらを踏まえてここで議論しないといけないと思いますが、ダムの位置づけはどうなのでしょう。上流まで事業した場合は、ダムは不要ということによろしいのでしょうか。

○鈴木総合治水対策専門監 今の流量配分は、将来のダムを考慮してダムが建設された後の流量設定になるので、ダムは不要ではありません。

○西出委員 治水経済調査マニュアルのように上流下流一連区間で考える場合は、ダムの建設費用も踏まえる必要はないのでしょうか。ダムを造ることを前提に流量を計算しているならば、ダムの存在抜きにして議論しては駄目なのではないのでしょうか。

○鈴木総合治水対策専門監 ダムを造らないことによる氾濫分は考慮していません。

○西出委員 ダムの費用も含めて治水全体を考える必要があるのではないのでしょうか。

○鈴木総合治水対策専門監 過年度も考慮されていません。ダムの事業費自体がまだ算定もされていないですし、詳しい計画にも入っていないので、現時点で算定ができません。

○西出委員 よく分かりません。計画に入っていないことを想定して流量を計算してよろしいのでしょうか。

○鈴木総合治水対策専門監 河川計画上は、どこの川もそういうことが少なからずあるのが実態です。

○西出委員 よく分かりません。ダムの話は無視して本当によろしいのでしょうか。ほかの委員の皆様、教えてください。

○郷古部会長 それでは、私のほうから。先ほどの福本委員からもありましたが、1/100、1/30

というなかなか分かりづらい整理もありますし、今の最終的な河川の流量配分のダムあり・ダムなしについては、上流にある七北田ダムで全部成り立っているのです、これは私の個人的な発言ですが、当面30年間の河川整備計画に新しいダムが入ってくることは全くないと思います。西出委員が先ほど仰った様々な社会経済情勢を考えたときに、それがどれぐらい現実的なものなのかというところも多分あると思います。ただ、みなさん何かもやもやとした釈然としないところがあるので、今の全体計画も含めて、整理した資料を次回出していただいたほうがよろしいと思います。今日の最後のご説明では、みなさんの頭の中が混乱しただけだったという気がしています。委員の方々、いかがでしょうか。

- 福本委員 西出委員が仰った話ですが、ダムあり・なしというのは、ダムも全部一体的に考慮する必要はないと思います。例えば現状で盲腸型の道路を造りますが、将来的には盲腸型じゃなくて、端点にもう一個別の道路ができる状況の場合、まずB/Cとしては現在の盲腸型だけの場合、将来的にどこかつないで別の道路にもつながるようにして、交通量が流れてネットワーク全体ができた場合の2つのパターンでB/Cを計算したりします。

治水経済調査マニュアルに記載している一体は、恐らくそのネットワークを全部一体的に検討するという話だと思うので、例えば今回の上流下流でも、仮に上流よりさらに上流があって、そこの整備まで考えている場合には、そこの区間も一体とする必要がありますし、仮に現時点の上流のままの場合は、そこだけでB/Cを算定するのが本来あるべき話かなと思います。よって、西出委員が仰っているマニュアルに従ってしっかり評価を行っているかどうかを確認するよりも、マニュアルの内容を理解した上で、その状況に応じて適切にマニュアルを使っているかどうかが多分問われると思うので、それらの話を聞いていると、逆にますますマニュアルにこだわっている感じに思ってしまうので、外から見て正しいことやっていると考える回答をしていただくと大変ありがたいと思いました。

- 郷古部会長 貴重なご意見ありがとうございます。皆さん仰っていましたが、資料が画面からすぐに消えてしまうと、なかなか難しいところもあります。やはり我々も事前に目を通しておきたいので、資料の配付をよろしく願いいたします。ほかによろしいでしょうか。

先に進めさせていただきますが、なお、前回調整させていただいた現地調査につきまして、日程の都合がつかなかったこと、参加を希望される委員がいなかったことから、今年度の開催は見送りとさせていただいていました。

次回の第3回部会は、11月21日月曜日の開催になります。今日のご意見踏まえて、再度ご説明いただいて審議を進めることになると思います。もともとの予定だと答申案についての審議でしたが、難しいかと思っています。あとは、県と私で相談して進めさせていただきます。後日、正式に委員の皆様にご連絡させていただきますので、よろしく願いします。

では、事務局に進行をお返します。皆様ご協力ありがとうございました。

- 司会 それでは、長時間のご審議、大変お疲れさまでございました。以上をもちまして令和4年度第2回公共事業評価部会を終了します。本日は誠にありがとうございました。